

令和6年第1回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和6年1月9日（火）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本館北会議室

出席一覧表

地区名		役職	農業委員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠
東部地区	古市		松永 年實	○		
			麻 隆司	○		
			笹本 育司	○		
					松本 武博	○
	西浦		塩田 勝則	○		
			高橋 寛	×		
			井口 優	○		
					辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○		
			植野 純央	○		
			吉田 隆美	○		
					吉田 繁	○
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○		
					尼丁 正寄	○
	高鷲	会長	奥野 晋也	○		
			松本 忠久	○		
	丹比		大谷 章	○		
			小池 良夫	○		
					大谷 憲央	○

出席委員 (農業委員 13名) (推進委員 5名)

欠席委員 (農業委員 1名) (推進委員 名)

農業委員会事務局

金森 淳 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

・報告 第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1 件
・報告 第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	2 件
・報告 第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1 件
・報告 第4号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について	1 件
・議案 第1号	農用地利用集積等促進計画（案）の承認について	8 件
・議案 第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	2 件
・議案 第3号	農家台帳登載願出について	1 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 13：55】

事務局	皆様、新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いします。それでは、皆さんお揃いですので、ただいまより、令和6年第1回の農業委員会定例会を開催させて頂きます。 出席委員につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	皆様、新年あけましておめでとうございます。旧年中はいろいろとお世話になりました。本年もよろしくお願ひいたします。 新年早々の能登半島地震、羽田空港での飛行機の接触事故など、特に石川県内で死亡者180名、安否不明120名ということで、約300名程度おられるということで、本当にお気の毒なことだと思います。 七尾市の和島温泉の方も壊滅状態というニュースも入ってきております。一日も早く、道路整備、水道などインフラの整備をしてもらいまして、少しでも早くの復興をお祈りします。羽田での接触事故、今後二度とないような強い体制で任務に当たっていただきたいと思います。 不安な年明けでございましたが、農業委員会へのご支援ご協力をお願いし、皆様にとりまして本年が良き年になりますようご祈念申し上げまして新年のあいさつに代えさせていただきます。 それでは、事務局の方から概略説明をお願いします。
事務局	〈資料の訂正について説明〉
事務局	ありがとうございました。 それでは、令和6年第1回農業委員会定例会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。
	初めに、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、古市地区1件です。
	次に、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、埴生地区1件、古市地区1件の計2件です。
	次に、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、駒ヶ谷地区1件です。
	次に、報告第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、高鷲地区1件です。
	次に、議案第1号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、古市地区5件、駒ヶ谷地区3件の計8件です。

事務局	<p>次に、議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、 古市地区1件、駒ヶ谷地区及び古市地区1件の計2件です。</p>
	<p>最後に、議案第3号 農家台帳登載願出について、 丹比地区1件です。</p>
	<p>以上、本日ご審議いただきます案件については、報告案件が5件、議案案件が11件の合計16件となります。なお、本日欠席の委員は、西浦地区の高橋委員です。 それでは議長、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
奥野議長	<p>本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。 それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
全委員	異議なし。
奥野議長	<p>それでは、本日の議事録署名委員を 笹本委員と松本忠久委員にお願いします。 それでは、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第7号の届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。 農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。 地図①4条届出をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 対象農地は、誉田5丁目484番1、地目は、田、面積は、818m²となります。 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、駐車場です。この案件につきましては、既に転用済のものとなっています。 現地確認委員は、 笹本委員です。 なお、本届出について農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題はございません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたのでご報告いたします。 説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。</p>
奥野議長	<p>農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員承認よろしくお願ひします。</p>
奥野議長	<p>報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条第1項第6号の届出について、ご説明させていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。</p>

事務局	<p>1件目です。</p> <p>地図②5条届をご参照ください。</p> <p>地区名は、埴生地区です。</p> <p>申請地は、伊賀1丁目360番2、地目は、田、面積は、580m²となります。</p> <p>譲渡人・譲受人は議案書のとおりです。</p> <p>転用目的は、資材置場です。</p> <p>現地確認委員は、高岡副会長です。</p> <p>2件目です。</p> <p>地図③5条届をご参照ください。</p> <p>地区名は、古市地区です。</p> <p>申請地は、古市3丁目320番1、地目は、畑、面積は、585m²</p> <p>譲渡人・譲受人は議案書のとおりです。</p> <p>転用目的は、宅地分譲です。</p> <p>現地確認委員は、麻委員です。</p>
奥野議長	<p>なお、本届出について農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。</p> <p>現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので報告いたします。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願ひいたします。</p>
奥野議長	<p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員承認よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の通知について、ご説明させていただきます。</p> <p>この通知は、農地の貸借について、貸し手と借り手の間で農地を返還する合意ができた場合に、農業委員会まで通知するものです。</p> <p>地図④18条通知をご参照ください。</p> <p>地区名は、駒ヶ谷地区です。</p> <p>申請地は、駒ヶ谷98番1と98番4、地目は、両地番とも田、面積は、98番1が115m²、98番4が16m²、計131m²となります。</p> <p>貸し手・借り手は議案書のとおりです。</p> <p>解約目的は、借受け耕作者が高齢のためです。</p> <p>現地確認委員は、植野委員です。</p> <p>現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので報告いたします。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願ひいたします。</p>
奥野議長	<p>農地法第18条第6項の規定による通知について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。</p> <p>地区委員、他の委員、承認よろしくお願ひます。</p>

奥野議長	報告第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、ご説明させていただきます。</p> <p>これは、生産緑地を除外したいという意向でのもと、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出を行うことを目的に、農業の主たる従事者であったことの証明を行うものです。</p>
	<p>地図⑤従事者証明をご参照ください。</p> <p>地区名は、高鷲地区です。</p> <p>買取り申出生産緑地は、高鷲三丁目408番1、地目は、田、面積は、1, 505m²です。</p> <p>買取り申出者、申出事由の生じた者、申出事由については、議案書のとおりです。</p> <p>事由が生じた日は、令和5年12月12日です。</p> <p>現地確認委員は 奥野会長です。</p> <p>現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたのでご報告いたします。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願ひいたします。</p>
奥野議長	<p>生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。</p> <p>地区委員、他の委員、承認願います。</p>
奥野議長	議案第1号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第1号農用地利用集積計画書の承認について、農用地利用集積等促進計画（案）の承認に係る意見聴取がありましたので、これに対して意見を提出するものです。農用地利用集積等促進計画（案）についてご説明させていただきます。</p>
	<p>1件目です。地図⑥利用集積をご参照ください。</p> <p>地区名は、古市地区</p> <p>申請地は、古市1523番 地目は、田、面積は、1, 190m² 古市1526番2 地目は、田、面積は、38m²</p> <p>以上の筆で、合計1228m²となります。</p> <p>権利の種類は、賃借権です。</p> <p>利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は、議案書のとおりです。</p> <p>契約期間は令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年間です 今回は新規の契約です。</p> <p>現地については、古市地区の調整区域内位置しております。転借人は、今回の申請で露地野菜を計画しており、申請地は農業用用水として取水できる水路に隣接しております。農業の実績は、以前に農園において5, 000m²の規模の野菜栽培従事していました。今後、草刈り機や耕運機を購入予定で、さらに従事日数は、300日を計画していることから、契約後においても農地全体を効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事できるものと判断いたします。</p>

事務局	<p>次に2件目です。地図⑦利用集積をご参照ください。</p> <p>地区名は、古市地区</p> <p>申請地は、古市1535番 地目は、田、面積は、1, 160m²</p> <p>古市1538番 地目は、田、面積は、641m²</p> <p>古市1536番3地目は、田、面積は、49m²</p> <p>以上の3筆で、合計1, 850m²です。</p> <p>権利の種類は、使用貸借となります。</p> <p>利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。</p> <p>契約期間は令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年間です。</p> <p>今回は新規の契約です。</p> <p>現地については、古市地区の調整区域内位置しております。転借人は、今回の申請で露地野菜を計画しており、申請地は農業用用水として取水できる水路に近接しております。農業の実績は、以前に農園において5, 000m²の規模の野菜栽培従事していました。今後、草刈り機や耕運機を購入予定で、従事日数は、300日を数え、契約後においても農地全体を効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事できるものと判断いたします。</p>
事務局	<p>3件目です。地図⑧利用集積をご参照ください。</p> <p>地区名は、古市地区</p> <p>申請地は、誉田二丁目905番 地目は、田、面積は、1, 067m²</p> <p>権利の種類は、使用貸借権です。</p> <p>利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は、議案書のとおりです。</p> <p>契約期間は令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年間です</p> <p>今回は新規の契約です。</p> <p>現地については、古市地区の調整区域内位置しております。転借人は、今回の申請で主にイチジク、ソラマメ、トマト、トウモロコシの栽培を計画しており、申請地については農業用用水として取水できる水路に隣接しております。農業の実績は、以前に農園において、2年間で8, 000m²の規模のイチジク、トマト、トウモロコシの栽培に従事していました。今後、耕運機を購入予定で、従事日数は、200日を計画していることから、契約後においても農地全体を効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事できるものと判断いたします。</p>
	<p>次に4件目です。</p> <p>地図⑨利用集積をご参照ください。</p> <p>利害関係人に当たる方がおられますので、先に概要を述べさせていただきまして、8件の利用集積の説明終了後の審議に入る前に退出の説明をさせていただきますので、このまま説明を続けます。</p> <p>地区名は、古市地区</p> <p>訂正があります。</p> <p>申請地は、古市1673番 地目が田です。修正お願いします。</p> <p>面積は、697m²</p> <p>権利の種類は、使用貸借です。</p> <p>利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は、議案書のとおりです。</p> <p>契約期間は令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年間です。</p>

事務局	<p>今回は新規の契約です。</p> <p>現地については、古市地区の調整区域内に位置しております。</p> <p>転借人は今回の申請で、露地、施設野菜、果樹として、イチジク、人参、オクラなどを計画されております。申請地については農業用用水として取水できる水路に隣接しておりビニールハウスも設置されています</p> <p>実績として大阪府農業大学に2年修了され、その後農事組合法人に5年間イチジクや葉物野菜の管理栽培をされました。</p> <p>機材はトラクター、軽トラ、草刈機を自己所有されています。従事日数は、300日を申請されており、以上の内容から、営農実績もあり、農地を効率的に利用し、農作業に常時従事されると判断できます。</p>
事務局	<p>次に5件目です。</p> <p>なお、地図につきまして訂正があります。</p> <p>地図⑩利用集積をご参照ください。</p> <p>地図にある申請地について、地番が逆になっておりますのでご訂正願います。</p> <p>地区名は、古市地区</p> <p>申請地は、誉田1564番3 地目は、畠、面積は、1, 447m²</p> <p>誉田1566番 地目は、畠、面積は、2, 528m²</p> <p>以上の2筆で、合計3, 975m²となります。</p> <p>権利の種類は、使用貸借です。</p> <p>利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は、議案書のとおりです。</p> <p>契約期間は令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年間です。</p> <p>今回は新規契約です。</p> <p>申請地は駒ヶ谷地区にある誉田地番の飛び地に存しております、転借人は法人で主としてぶどうの栽培を行っております。駒ヶ谷地区で10, 000m²規模でブドウ栽培の営農をしております。今回の申請においてもぶどうの栽培で申請されており、法人代表者は、駒ヶ谷新規就農促進協議会にて2年間研修を終えております。</p> <p>機材は動力噴霧器と軽トラを所有しています。従事日数は300日で雇用労働力は4人を数え、今回申請の農地において、営農実績もあり、農地を効率的に利用し、農作業に常時従事されると判断できます。</p>
	<p>次に6件目です。</p> <p>地図⑪利用集積をご参照ください。</p> <p>地区名は、駒ヶ谷地区</p> <p>申請地は、駒ヶ谷1166番2 地目は、畠、面積は、105m²</p> <p>権利の種類は、使用貸借です。</p> <p>利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は、議案書のとおりです。</p> <p>訂正があります。</p> <p>契約期間は、1月定例会予定議案書一覧では令和6年3月1日から令和16年2月28日の10年契約となっておりますが、契約期間は令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年間となります。</p> <p>申請地は駒ヶ谷地区にある調整区域に存しております。転借人は法人で主としてぶどうの栽培にて、駒ヶ谷地区で10, 000m²規模でブドウ栽培の営農をしております。今回の申請においてもぶどうの栽培で申請されており、法人代表者</p>

	<p>は、駒ヶ谷新規就農促進協議会にて2年間研修をおりました。</p> <p>機材は動力噴霧器と軽トラを所有しています。従事日数は300日を数え、雇用労働力は4人ありますので、今回申請の農地について、営農実績もあり、農地を効率的に利用し、農作業に常時従事されると判断できます。</p>
事務局	<p>次に7件目です。</p> <p>地図⑫利用集積をご参照ください。</p> <p>地区名は、駒ヶ谷地区</p> <p>申請地は、駒ヶ谷174番1 地目は、宅地、面積は、676m²です。</p> <p>なお、登記地目は宅地ですが、現地はぶどう棚があり現状、ブドウの栽培を行っているものとして、農地法の適用をうけるものとして判断しています。大阪府みどり公社にも事前に確認をとり農地としての適用で問題ないとの判断を受けております。</p> <p>権利の種類は、使用貸借です。</p> <p>利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は、議案書のとおりです。</p> <p>契約期間は、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間です。</p> <p>申請地は、駒ヶ谷地区にある調整区域に存しております。転借人は、駒ヶ谷地区で、6,246m²規模でブドウ栽培の営農をしており、農業従事歴70年です。今回の申請にぶどうの栽培で申請されており、機材は動力噴霧器と加湿器、軽トラを所有しています。従事日数は200日で労働力は世帯員を含む3人あります。今回申請の農地について、営農実績もあり、農地を効率的に利用し、農作業に常時従事されると判断しております。</p>
	<p>次に8件目です。</p> <p>地図⑬利用集積をご参照ください</p> <p>地区名は、駒ヶ谷地区</p> <p>申請地は、通法寺214番1 地目は、田、面積は、1,346m²</p> <p>壺井298番1 地目は、田、面積は、1,973m²</p> <p>以上、合計2筆 3,319m²です。</p> <p>権利の種類は賃借権</p> <p>利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は、議案書のとおりです。</p> <p>契約期間の満了日について訂正がございます。満了日につきましては、令和10年2月29日です。ご訂正よろしくお願ひします。</p> <p>契約期間は令和6年3月1日から令和10年2月29日までの4年間です</p> <p>今回の申請は前契約期間満了に伴う、前回と同条件での契約更新の内容となります。当初平成30年3月1日から10年間の権利設定を土地の所有者が受けおりましたが、3年経過後に当初の転借人が解約し、次に借り法人が契約期間が新たに入り、今回期間満了を入れて、通算10年契約で、6年が経過したことになり、この会社が引き続き、今後残り4年間の契約期間を更新する内容となっております。</p> <p>更新におきましては、当初の契約更新の条件と変更なく双方とも更新同意として、事務局といたしましても、引き続き問題ないものと判断します。</p>
	以上8件についてご審議願います。
	今回利害関係人となる松本委員は、事前のところまで在席いただき、案件のところでご退出していただけますでしょうか。

奥野議長	1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	異議ないです。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	2件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	異議ございません。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 2件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	3件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	現地確認した結果、きれいに整っていて問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 3件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
事務局	松本委員の退出をお願いいたします。
奥野議長	4件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	現地確認しました。ハウス栽培等されておりますので異議ございません。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 4件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
事務局	松本委員に戻っていただきます。
奥野議長	5件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。

地元委員	現地の確認、1月5日に行ってまいりました。転借人は去年までは個人、法人化してやっていくということで、若い人で期待のできる人です。借りた後は大粒のブドウ、シャインマスカットを中心とした大粒のブドウを作っていくそうです。特に異議はございません。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 5件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	6件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	12月29日に確認に行ってまいりました。ここも先程説明しました株式会社が作っていくということです。グリーンロードの真横で、傾斜が少し急で、耕作者が高齢だということで、こちらの方が作っていくという話になっているようです。以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 6件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	7件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	現地確認を12月30日に行ってまいりました。現地は駒ヶ谷駅と大黒寺の間にある住宅地に囲まれたところで、非常にきれいに整備されておられます。借受けの方もブドウを作つておられて、特に異議ありません。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 7件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	8件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	12月30日に現地確認にまいりまして、隣接する田んぼにも草は生えてないし、きれいに使われているので別に問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。

奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 8件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	議案第2号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号相続税の納税猶予に関する適格者証明書についてご説明申し上げます。 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、これは、被相続人及び相続人が、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の、相続税の納税猶予の適用を受けるための証明です。
	1件目です。 地図⑭の1から4になります。納税猶予適格者証明をご参照ください 地区名は、古市地区です。 被相続人、相続人は議案書のとおりです。 相続開始年月日は、令和5年4月1日です。 適用農地は、議案書のとおりです。 現地調査しましたところ、農地においては、管理されており耕作されています。 相続人は、引き続き耕作を行っていくとの事で、親の農機具を引き継いでいます。 相続人とは現地にて立会を行い聞き取りしており、現状農地として維持するに問題と判断しています。
事務局	2件目です。 地図⑮の1から2納税猶予適格者証明をご参照ください。 地区名は、古市地区と駒ヶ谷地区です。 被相続人・相続人は議案書のとおりです。 相続開始年月日は、令和5年4月1日です。 適用農地は、議案書のとおりです。 相続人は、1件目の事案の相続人とは、兄妹であります。 農地の状況は管理されており、相続人は住所地が通作距離的に遠いですが 兄が管理する農地にも近く、協力しながら維持されるものと考えます。 農地として維持されるものとして問題ないと判断しています。
	説明は以上です。以上2件ご審議願います。
奥野議長	1件目の古市地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、地元委員いかがですか。
地元委員	上二つがイチジク畑で適正に作られていると思います。 川向の案件につきましては、12月30日現地確認しまして、稲刈りの後でしたが、今年も田植えされると思います。 証明書の発行につきましては、問題ないと思います。 南古市3丁目の分につきましても現地確認をしました。稲刈りの後でしたが、適切な管理されていると解釈しましたので、問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、1件目の古市地区の相続税の納税猶予に関する適格

	者証明書については、原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	2件目の駒ヶ谷地区及び古市地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、地元委員いかがですか。
地元委員	12月30日現地確認しまして、一部野菜等を植えていまして、きれいに整地されて、若干草もありますが、特に問題ないと思います。 よろしくお願ひします。 古市地区の1632番の方ですけど、稲刈り後の状況を確認しております。周辺の事も勘案しまして適正に耕作されると思いますので、問題ないと考えております。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、2件目の古市地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	農家台帳登載願出について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案3号に入る前に農家台帳登載願出について利害関係人として小池委員におかれまして、一時ご退出お願いしてよろしいでしょうか。
	議案3号農家台帳登載願出について、地図⑯をご参照ください。 地区名は、丹比地区です。 所在地につきましては、郡戸525番1、地目は、宅地、面積は、304.02m ² 、願出人につきましては議案書のとおりです。 申出事由につきましては、農家台帳の登載ということになっております。 願出につきまして、地元委員さん二人の承認が必要となりますので、丹比地区的委員さんにつきましては、承認をいただいております。現地におかれましては、ビニールハウスがあり、その中で野菜を栽培されており、他の残地につきましても畝立てをされており、何か作付けされるものとみております。手順的には農地として何ら問題はありませんので、農地法に基づく適用を受けるものとして、農家台帳の登載に受け入れるものとして問題ないと判断しております。 以上でございます。ご審議お願ひいたします。
奥野議長	丹比地区の農家台帳登載願出について、地元委員いかがですか。
地元委員	5日に現地確認しました。事務局の報告のとおりです。異議ありません。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、丹比地区の農家台帳登載願出については、原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14：45】